

広島県選挙管理委員会告示第五号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により、広島県知事の選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のように定めた。

なお、平成十八年広島県選挙管理委員会告示第三十七号（広島県知事の選挙における政見放送の実施放送局等）は、廃止する。

平成二十二年一月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者	回数	一般放送事業者	回数
株式会社テレビ新広島	一	株式会社中国放送	一
株式会社広島ホームテレビ	一		
広島テレビ放送株式会社	一		